

性的マイノリティ制度化 モデル転換への挑戦

——台湾と札幌での取組を中心に——

鈴木 賢

明治大学法学部教授、北海道大学名誉教授
元「ドメスティック・パートナー札幌」呼びかけ人代表

自己紹介

鈴木 賢(すずき・けん)

- 1960年 北海道美唄市生まれ、札幌育ち
- 1989年 セクシャル・マイノリティの当事者団体
「札幌ミーティング」創設 電話相談、HIV予防啓発活動、
ニュースレター発行、反差別運動、講演会開催などの活動
- 1996年 レインボーマーチ札幌を始める
- 2016年 「ドメスティック・パートナー札幌」呼びかけ人代表



所属 北海道大学名誉教授、明治大学法学部教授

専攻 中国法、台湾法

主著 『現代中国相続法の原理』(成文堂)

共著『現代中国法入門』(第7版、有斐閣)

共著『中国にとって法とは何か』(岩波書店)

共著『要説 中国法』(東京大学出版会)

共著『世界の人権保障』(三省堂)

台湾で1986年から同性婚承認を公に要求した祁家威氏と。(2015年台湾同志パレード)

論文ダウンロード <https://www.suzuki-asian-law.com>

2015年LGBT元年 到来！

同性パートナー
シップ制度始動：
自治体発のLGBT
制度化の起動

自治体の同性パートナーシップ制度



2017年10月31日 虹色ダイバーシティ調べ

パートナーシップ認定制度の**法外効果**(谷口洋幸)

- 公的な制度が人々に与える意識の変化や象徴としての機能。
- 自らの生き方を肯定するメッセージ。
- 自治体が自らの存在を認識しているという安心感は、個人の尊厳の尊重という意味において、人権保障の基盤をなす。

自己肯定、
脱スティグマ
に効果的

どんどん広がる社会的波及効果

地方自治体

- **大阪市**「LGBTなどの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引き」(2017.3)
- **文京区**「性自認および性的指向に関する対応指針」(2017.3)
- **札幌市**「LGBTフレンドリー指標認定」(2017.10.1)

企業・職場・財界・大学

- **筑波大学**「LGBT等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」(2017.3)
- **大阪大学**「性的指向・性自認の多様性に関する基本方針」(2017.7.19)
- **アドウェイズ(ADWAYS)**「同性パートナーを配偶者として処遇」(2017.11.10)
- **連合**「性的指向及び性自認に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」(2017.11)

NEW

自治体の最新施策

札幌市LGBTフレンドリー指標

- 札幌市内の企業などの事業所につき、LGBTを支援、配慮した取組を行っているものにつき、**LGBTフレンドリー企業**として登録。
- 基本方針、啓発、内部体制、福利厚生、配慮、協力連携などにつき、3段階で評価。
- 2017年**10月1日**実施。
- 自治体として職場の環境改善を促進する施策。



札幌市LGBTフレンドリー企業登録証

様

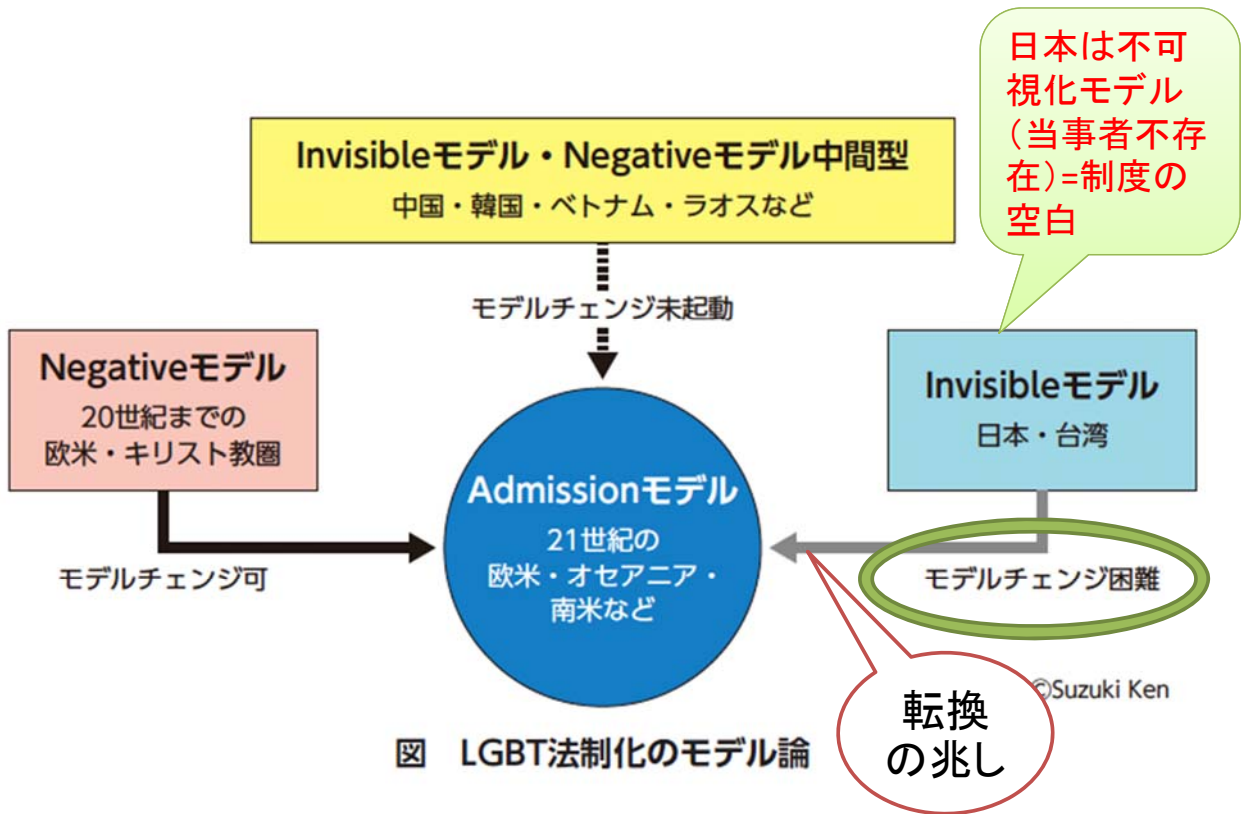
札幌市LGBTフレンドリー指標の実施に関する要綱に基づき、LGBTフレンドリー企業として登録を受けたことを証します。

札幌市は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、取り組みを続けていきます。

今後とも、貴社がますます発展されることを祈念いたします。

平成29年(2017年) 月 日

札幌市長 秋元 克広



日本は「性の多様性に寛容」の俗説は本当か？

「古来、わが国では性的指向・性自認の多様なあり方が受容されてきた」
 (自民党・性的指向性自認に関する特命委員会、「わが党の基本的考え方」2016.4.27)

まじ？

日本にあった(ある)異性装、性別越境、双性原理を当然視する文化(三橋順子)に対する誤解がある

不可視化 ≠ 寛容

「欧米に比べれば同性愛者にとって生きやすい社会」
 (水野紀子・東北大学教授、毎日新聞 2015.5.15)

本当？

- アイデンティティとしてのLGBTは不存在
- LGBTに権利主体性なし
 - 制度化なし
- 「いないこと」にしてきたに過ぎない

2つのモデルの原理的対比

Negativeモデル

- 性的指向sexual orientation
- 人間存在のidentity
- 法律・制度による抑圧、禁止、処罰、社会的暴力
- 二級市民としての法的主体性
- 公民権運動としてのgay movement
- 非処罰化から発した権利獲得運動
- 平等に権利を保障する法制の整備へ展開

Invisibleモデル

- 性的嗜好sexual preference
- 趣味、プレイ、カルチャー、パートタイム
- 公的空間から排除、アンゲラ化、揶揄の対象、「隠花植物」
- 法的主体性(市民権)なし=市民ですらない
- LGBTの権利保護法制が起動しない

日本におけるLGBT権利拡大への道

地方からのアプローチ

- 条例に性的指向、性自認による差別禁止を明記: 都城市(2004)、多摩市(2013)、文京区(同年)
- 支援宣言: 大阪府淀川区(2013)、関市(2016)、浦添市(2017)、豊明市(同)
- 同性パートナーシップ制
- 公営住宅入居
- 職員の福利厚生
- 相談窓口、電話相談開設
- PR啓発活動: 職員研修、学校出前授業

裁判闘争によるアプローチ

- 府中青年の家事件
- 一橋大学法科大学院生アウティング訴訟(2016~)
- 外国人同性パートナー在留特別許可訴訟(2017~)
- 犯罪被害者遺族給付金請求(2017、名古屋)

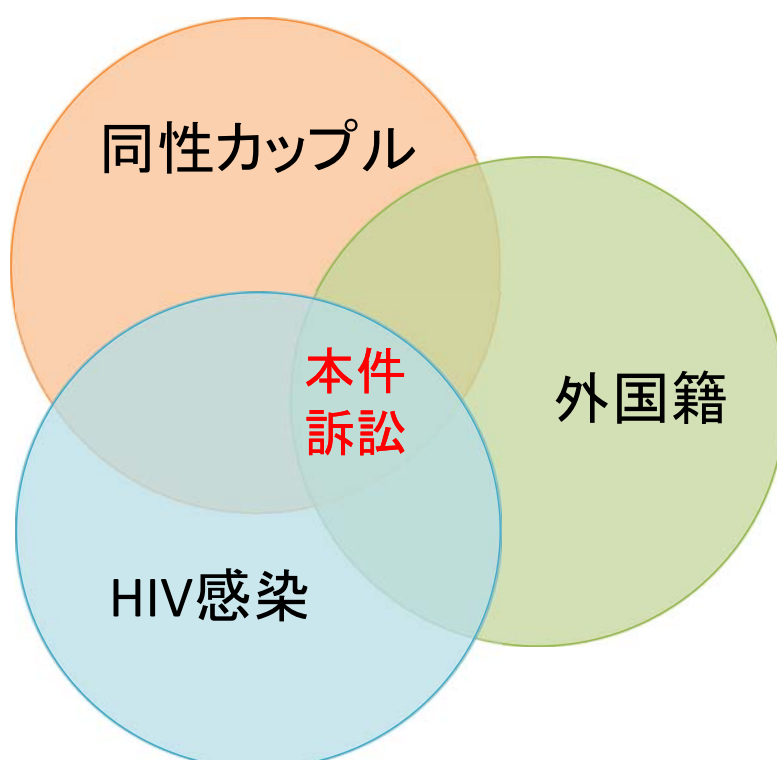
台湾人Gさんはなぜ23年間もオーバーステイを続けなければならなかったのか？

異性カップルならば結婚することで、日本人の家族として在留資格を得られたはず！

同性カップルを法的に家族として認める制度がない

性的指向による差別が生んだ悲劇

本件訴訟は三重苦の悲劇！



シンポジウム 「同性国際カップルの在留資格をめぐる」

ふたりを引き裂く日本の法制度のゆくえ

2017年12月10日(日) (13:30開場) 14:00~17:00
於：明治大学駿河台校舎 グローバルフロント1F 多目的ホール

「日本人と外国人の同性カップル」が、日本で暮らそうとする場合、滞在ビザの問題や永住権の問題が立ち上がり、外国人を含む同性カップルはいわば「ダブル・マイノリティ」。諸外国のように同性婚が成立すれば、日本人の配偶者としての在留資格、またいずれは永住権の取得が見込まれますが、残念ながら日本では見通しが立っていません。

本年春、日本人男性パートナーと長年連れ添った台湾人男性が、国外退去強制処分の取り消しを求めた訴訟が起これ、はからずも、同性カップルの法的保護の必要性を問う日本最初の訴訟となりました。

今回、この台湾人パートナーの支援にも立ち上がった、明治大学法学部教授、鈴木真氏を交えて、外国人・日本人の同性カップルの直面する課題について、語り、報告します。

とき
12月10日(日)
14時~17時

ところ
明治大学駿河台
校舎 グローバル
フロント1F

このシンポジウムを通じて、
「外国人同性パートナーにも在留資格が欲しい」
「外国人とも結ばれる、同性婚や同性パートナーシップ法が欲しい」
といった声を、社会に強く訴えていきたいと思います。

内容(予定)

- ▶ 国外退去強制処分取り消し訴訟
原告台湾人男性の、状況やバックグラウンド紹介
弁護士から見た、当裁判の争点、行方、歴史的意義と弁護のアプローチ
台湾人原告の言葉
- ▶ パネルディスカッション
～外国人同性パートナーに在留資格が得られない・苦勞する国際カップルの、現実の声～
- ▶ 長年共に暮らしてきた同性国際カップルからの応援や意見



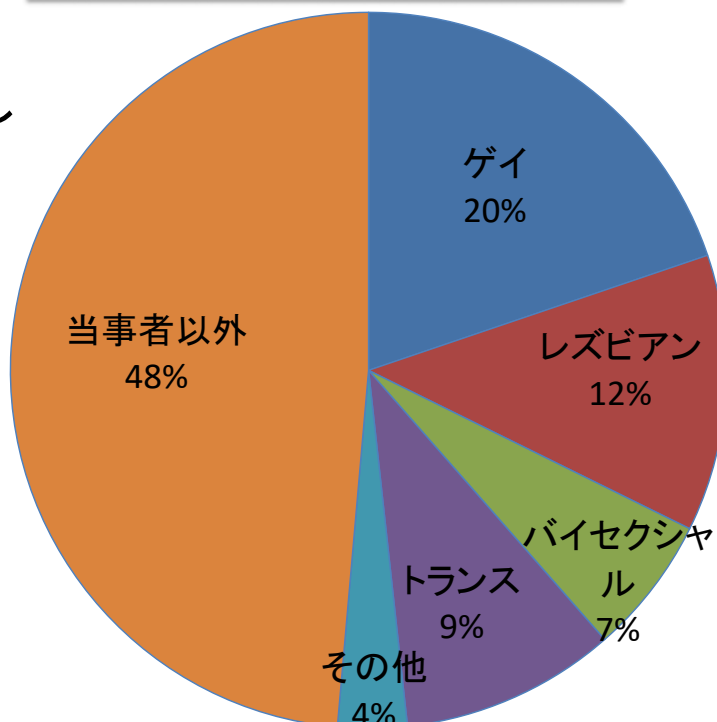
※ご参加お一人お一人に、資料代500円をお願い申し上げます。
◀参加お申込み・会場地図などの情報は左記QRコードから、もしくは下記URLから。
<http://www.kokuchpro.com/event/PLJ01/>
ご連絡先：パートナー法ネット(特別法改正法全国ネットワーク)運営委員 パートナー法ネット
info@partnershiplawjapan.org

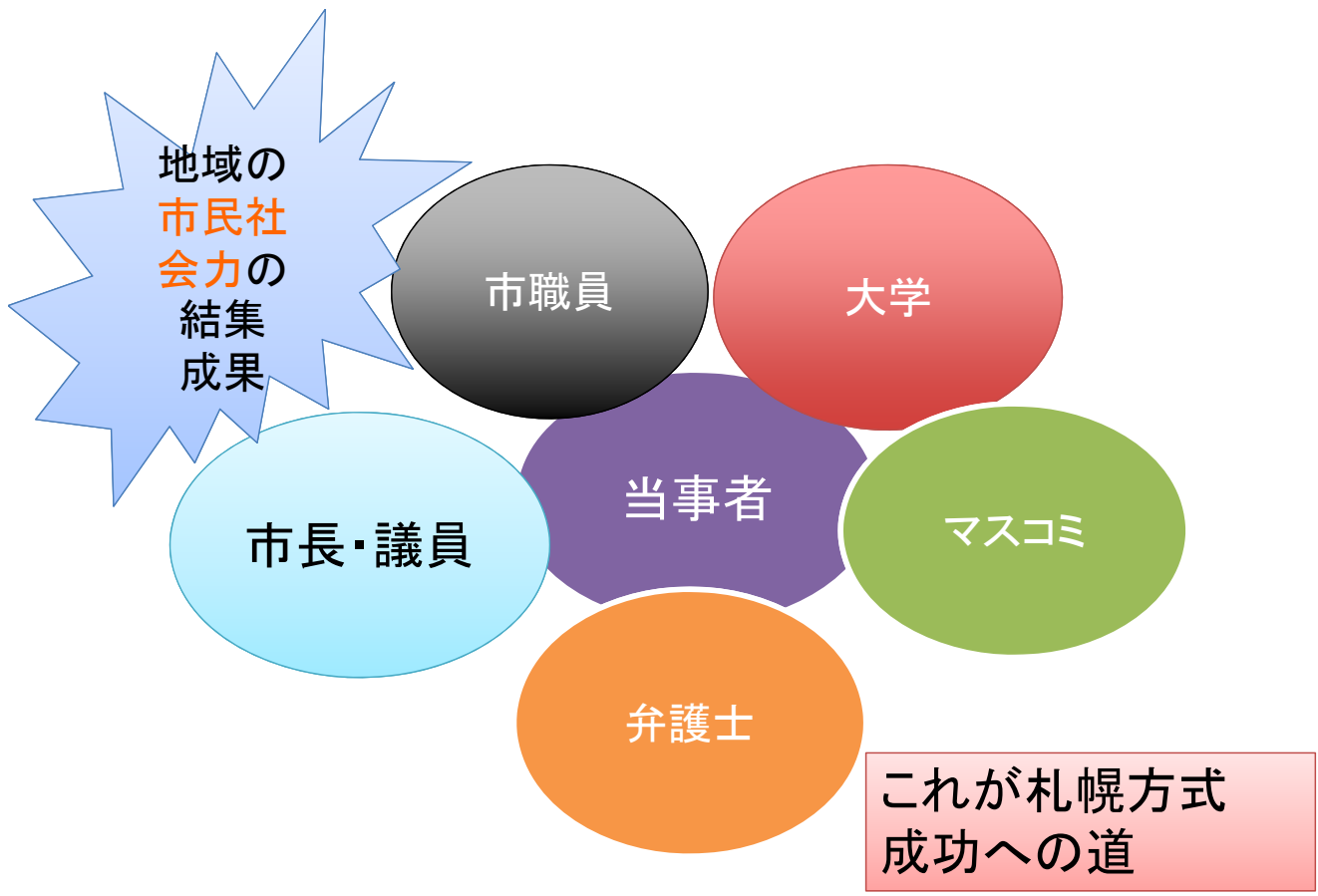
「ドメスティック・パートナー札幌」賛同者

賛同者144名のセクシュアリティ

賛同者総数144名
全員に住民票を提出し
てもらい、市長に手交

LGBT当事者 74名
アライ 70名

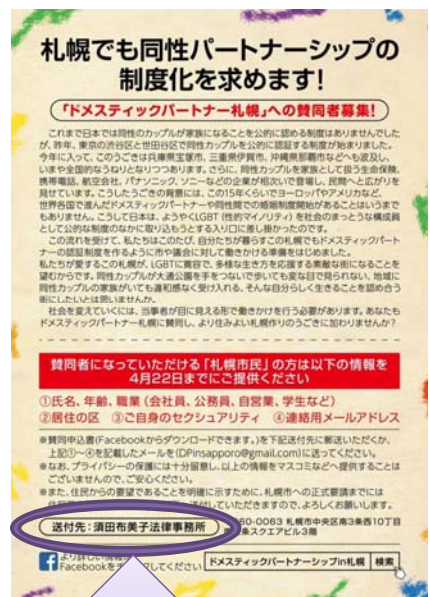




地元弁護士が大貢献！

- 呼びかけ人2/9名が札弁所属弁護士
- 当事者向け説明会開催(16年3~4月、4回)
- 超党派議員勉強会開催(札弁主催、16.4.5)
- シンポ「札幌での同性パートナーシップ制度導入へ向けて」(16.4.16、札弁副会長より閉会の辞)
- 賛同者の**住民票集約**⇒市長へ手交
- 道弁連決議「性的マイノリティに対する差別と偏見をなくし、暮らしやすい地域を作るための決議」(16.7.22)
- 札弁会長声明「同性間で使えるパートナーシップ制度の早期創設を求める会長声明」(17.1.26)

活動の社会的信頼を高める効果



送付先

自治体における多様な取り組み

- 谷口洋幸ほか「全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査」(2017.8)
- 811/1738自治体、2016.4-7
- 事業化の4類型：
 - ①研修
 - ②啓発
 - ③文書化
 - ④パートナーシップ制度
- “自治体の取り組みが「LGBTブーム」を後押し”(谷口)

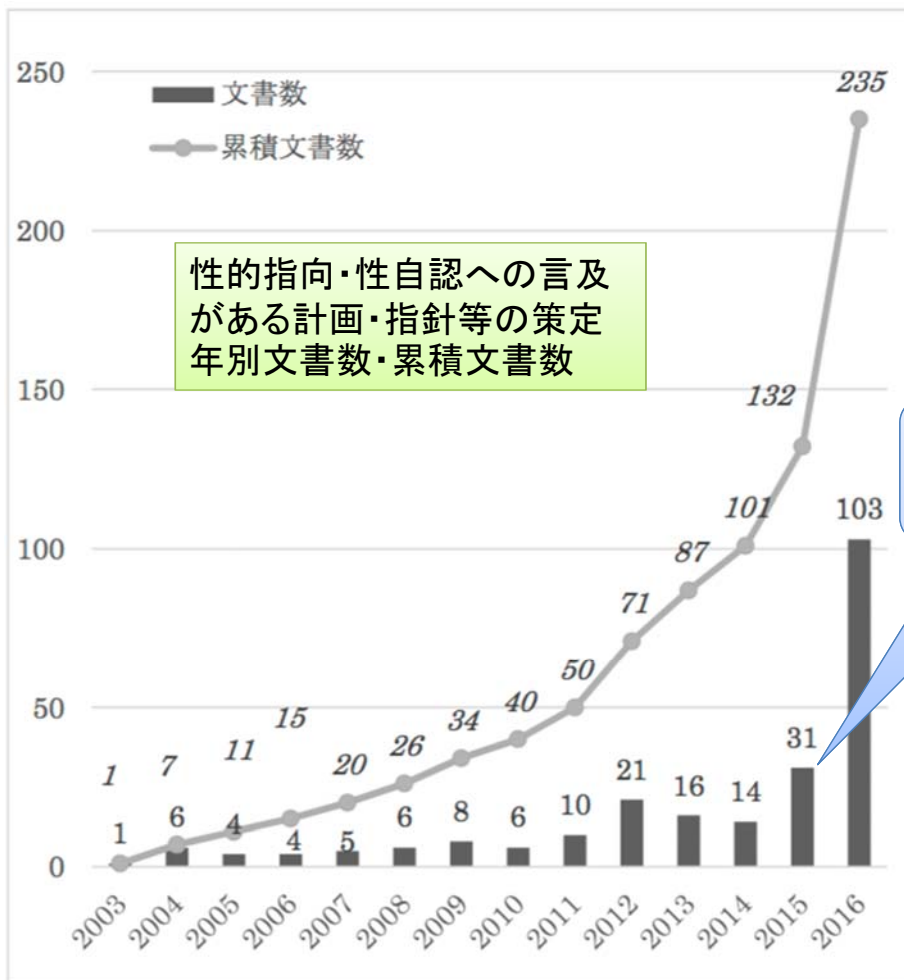
「性自認、性的指向」

条例にあり **27**自治体

東京文京区男女共同参画推進条例(2013)
「性的指向、性自認起因する差別」

計画・プラン・指針・宣言にあり
188自治体

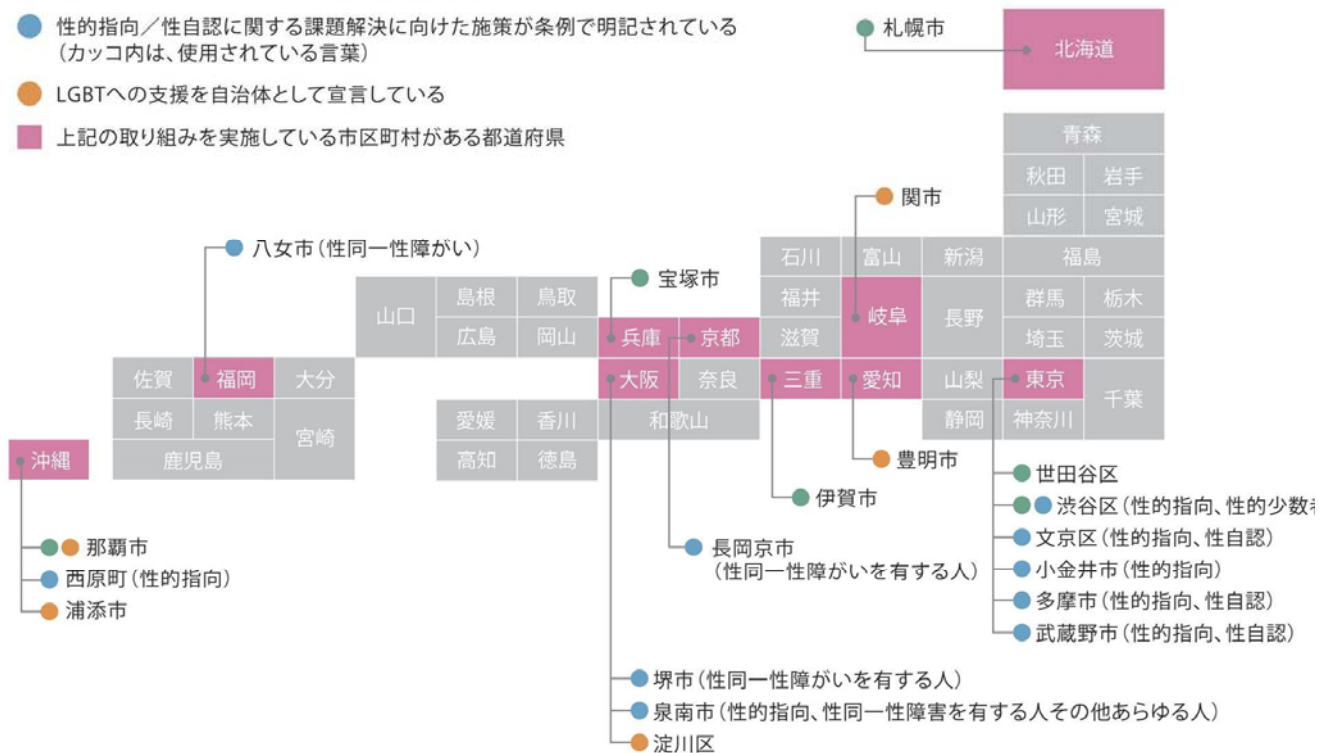
福岡県人権教育啓発基本指針(2003)「同性愛者等いわゆる性的マイノリティに対する周辺の無理解」



2015年から急増！
渋谷、世田谷効果

谷口洋幸ほか「全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査」より

- 条例／要綱でパートナーシップ制度が認められている
- 性的指向／性自認に関する課題解決に向けた施策が条例で明記されている
(カッコ内は、使用されている言葉)
- LGBTへの支援を自治体として宣言している
- 上記の取り組みを実施している市区町村がある都道府県



Love Beyond Genders



© 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 (2017.08.25 更)

性の多様性 4つの座標軸

目前在多元**性別**的定義中有四個軸向



中国語の「多元性別」

台湾に学ぶ意味

多くの日本との共通性

- 1 不可視化モデル (LGBTに関する法制がない)
- 2 50年間の植民地統治 (日本の外地)
- 3 一元的家族モデル (異性婚 + 子孫 = 幸せ)
- 4 非キリスト教国 (ただし、日本よりは信者が多く、やっかいな問題あり)
- 5 法制モデルに**変化の兆し**: 2015年に地方自治体から同性パートナーシップ制が始まる (法的効力なし)



欧米諸国とは違った比較対象

台湾婚姻平等化法改正への歩み その1 (鈴木賢作成)

時	事 項
1986	祁家威氏 (ゲイ) による 法院への同性婚公証請求 が退けられる
1996. 11. 10	作家、許祐生氏 (ゲイ) がウルグアイ人の同性パートナーとホテルで公開の結婚式
2000. 4. 20	いじめに遭った LGBT 高校生・葉永鋌の自殺が明らかになり、LGBT 差別への社会的関心が広がる
2000. 9	祁家威氏による司法院 大法官 への同性婚を認めない民法の 憲法適合性解釈要請 を却下
2003. 7. 17	総統府人権諮詢小組「 人權基本法 」を起草、 同性間にも家族形成権 を保障。「人民はその自由意志にもとづき家族を形成する権利を有する。同性の男女が形成した家庭は法にもとづき養子をもらうことができる。」(26条)。同法は採択されず。
2003. 11. 1	第1回台湾同志パレード (台北市政府と共催)、約1000名参加。
2004. 6. 23	性別平等教育法 が採択。性的指向による差別を明文 (14条1項) で禁止。
2006	民進党立法委員、蕭美琴が「 同性婚姻法 」草案を立法院に提案、38名の立法委員が連署。第1読会を通過せず、廃案。
2008. 1. 16	性別就業平等法 を改正。雇用主による性的指向による差別的扱いの禁止を明定 (7条、10条1項)。
2012. 10. 27	第10回台湾同志パレード開催、テーマ「革命婚姻—婚姻平権、伴侶多元」。
2013. 8. 7	内政部台内戸字 1020228628 号函 (行政訴願) が、吳伊婷と吳芷儀 (ともに MTF) の結婚を有効とする。 事実上、同性婚を承認 。

台湾婚姻平等化法改正への歩み その2（鈴木賢作成）

時	事 項
2013. 10. 8	伴侶權益推動聯盟が起草した多元家族法案のうち、婚姻平権にかかわる民法改正案が立法院に上程、第1読会を通過、その後、廃案に。
2014. 9	最高行政法院が祁家威氏による同性婚拒否処分に対する不服を棄却。
2015. 5. 20	高雄市で同性伴侶戸籍註記制度を開始。以後、2016. 10. 20 までに 11 の自治体に拡大。
2016. 11. 8	尤美女、許毓仁、「時代力量」の婚姻平権にかかわる民法改正3案が立法院に上程、第1読会を通過。
2016. 11. 17	「下一代幸福連盟」など反対派が立法院で反対行動、国民投票による決着を主張。立法院司法法制委員会はさらに2回の公聴会開催を決定。
2016. 12. 10	婚姻平等推進諸団体が世界人権デーに路上音楽会「命を二度と失わせない、婚姻平等のために立ち上がれ」開催、25万人が民法改正支持を訴える。
2016. 12. 26	司法法制委員会が法案審議、2つの民法改正案に整理、採択し、与野党協議、第2読会へ送付。
2017. 3. 24	台北市政府、祁家威氏からの憲法解釈要請に応じて、司法院大法官が憲法法庭（口頭弁論）で口頭弁論。申請者、学識経験者、関係機関からの意見聴取。
2017. 5. 24	司法院大法官第748号解釈で同性間に婚姻を成立させていない民法を憲法違反とし、2年以内の法改正を求める。

司法法制委員会通過法案1（尤美女、許毓仁、時代力量案の統合版）

2016年12月26日（鈴木賢訳）

審査会で通過した条文	現行条文
<p>第971条の1</p> <p>①異性或いは同性の婚姻当事者に、平等に本法およびその他の法規が定める夫婦、配偶者に関する規定を適用する。</p> <p>②異性或いは同性の配偶者に、平等に本法およびその他の法規が定める父母と子、親族の規定を適用する。但し、本法第1063条については異性の配偶者に限る。</p>	なし
<p>第972条</p> <p>①婚約は、男女当事者が自ら執り行なわなければならない。</p> <p>②同性の婚約は、双方当事者が自ら執り行なわなければならない。</p>	<p>第972条</p> <p>婚約は、男女当事者が自ら執り行なわなければならない。</p>
<p>第973条</p> <p>17歳未満の者は、婚約することができない。</p>	<p>第973条</p> <p>17歳未満の男、15歳未満の女は、婚約することができない。</p>
<p>第980条</p> <p>18歳未満の者は、結婚することができない。</p>	<p>第980条</p> <p>18歳未満の男、16歳未満の女は、結婚することができない。</p>
<p>第1079条の1</p> <p>①法院は未成年者を養子にすることを認可する際、養子の最良の利益に依らなければならない。</p> <p>②法院が前項の認可を行う際、養親となる者の性別、性的指向、性自認、性的特徴などを理由として、差別的な取り扱いをしてはならない。</p>	<p>第1079条の1</p> <p>法院は未成年者を養子にすることを認可する際、養子の最良の利益に依らなければならない。</p>

審査会通過条文	蔡易餘委員提案条文	原行条文
第4編親族第8章同性婚姻	第4編親族第8章同性婚姻	なし
第1137条の1 同性婚約は、双方当事者が自ら執り行わなければならない。	第1137条の1 同性婚約は、双方当事者が自ら執り行わなければならない。	なし
第1137条の2 同性婚姻について、その親族関係の成立、消滅および法的効果は、本法の規定による。	第1137条の2 同性婚姻には、本法の婚姻、父母・子、後見、扶養、家および親族会議の規定を準用する。	なし
第1137条の3 同性婚姻によって発生する法律関係には、夫婦、配偶者に関する規定を平等に適用する。子ある者には、第1063条を除くほか、父母と子の規定を平等に適用する。	第1137条の3 同性婚姻の当事者には、夫婦の権利義務の規定を平等に適用する。子ある者には、父母と子の権利義務の規定を平等に適用する。	なし

大法官第748号解釈文（2017.5.24） 要旨

① 民法の違憲を宣言

性別を同じくする両名につき、民法親族編第2章婚姻の規定が、永続的結合関係を成立させていないのは、憲法22条（婚姻の自由）、7条（法のもとの一律平等）に反する。

台湾憲法22条

「凡そ国民のその他の自由及び権利は、社会秩序、公共利益を害さない限り、いずれも憲法の保障を受ける」

② 猶予期間および移行措置

関係機関に2年以内に、本解釈に従った法改正ないし法制定を命じ、期限を渡過したならば、現行婚姻章の規定により、戸政機関で婚姻登録をなす。

台湾憲法7条

「中華民國国民は、男女、人種、階級、党派の別なく、法律のもとで一律平等である」

第748号解釈の理由 1

- 前提問題:

“なぜ大法官が決着を付けるのか？”

①政治決着に見通しが立たない。

②国民の**基本的権利**にかかわる。

③自由民主憲政秩序など憲法上の**基本的価値擁護**の見地。

- 22条違反の理由:

①**婚姻の自由**という自己決定権は人格の健全なる発展、人間の尊厳の護持にかかわる**基本権**、22条の保障を受ける。

②**婚姻の自由の不可欠性は、同性への性的指向をもつ者も同様。**

第748号解釈の理由 2

- 7条違反の理由:

①差別禁止事由は例示、**一律平等は性的指向にも及ぶ。**

②性的指向を基準として差別的扱いすることは、**目的と手段に実質的関連性がなく、平等権の趣旨に符合しない。**

- 反論への応答:

①**婚姻後代延續機能論**に対して:異性婚でも子どもを生めない/生まない夫婦があり、**婚姻の不可欠の要素ではない。**

②同性間に婚姻を認めても、婚姻の**基本的倫理秩序**に影響なし。

2つの法律婚
同性婚はもう始まっている！

民法婚

フルセットの
法律婚

男女に限定

事実上
の婚姻

生活実体の必要性に応
じた保護

アラカルト式婚姻
婚姻の一部の効力

同性間でも可能性

「配偶者(婚姻の届出をしなくても事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)」との法規定が多数！

平等

①正統化機能(地位レベル):
脱スティグマ、異常でも病理でもない社会の構成員として承認
⇒自己肯定感、差別・排除の防止、自殺の減少、HIV予防など

なぜ婚姻平等化
なのか？

グローバル化

③国際社会とのハーモナイズ:同性婚は国際社会で標準装備化。人の国境を越えた移動の活発化、国際条約に加盟する日本だけが蚊帳の外に居続けるのは不可能。

婚姻

②諸権利配分機能(権利義務レベル):生活問題解決。医療、居住、年金、相続、祭祀などの便宜・利益、生存権保障の問題。

同性婚なのか、婚姻平等化なのか？

“婚姻平権運動が強調しているのは、「平等」であって、「婚姻」ではない。婚姻平権が勝ち取ろうとしているのは、同性愛者にも平等に結婚する資格があること、二級のアウトサイダーなのではなく、国家により**正常な市民**とされることである”（台湾伴侶權益推動聯盟「婚姻平権 拒修專法」2016.12.10）



婚姻平権 絶対譲歩しない
特別法拒否 異/同性愛に
区別なし

残される課題

- 婚姻を同性間に開放した後、問われること：
性愛関係(カップル)だけを特権化させることの根拠
参照 斎藤笑美子「婚姻」谷口洋幸ほか『セクシュアリティと法』法律文化社、2017年。
- 次の課題：ケア関係に基づく親密圏、ポリアモリーの承認可能性など
- 時代の先駆け：日本の自治体のパートナーシップ制度は、性愛関係の存在を明示していない(渋谷を除く)。

台湾伴侶權益推動聯盟の3つの「**多元成家**」草案(13.10.3)

- ①婚姻平等草案
- ②伴侶制度草案(性愛を前提とせず、性別を問わない)
- ③家族制度草案(2人に限定せず)

<https://tapcpr.wordpress.com/草案全文/>

札幌パートナーシップ宣誓要綱2条2項：性愛を要件とはしていない！
「互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係」